

## 国語科文法教科書における仮定形の定着過程

勘米良 祐 太

### 1. 仮定形に関する歴史的記述の必要

本研究の目的は、検定文法教科書において仮定形という活用形が定着した時期はいつか、その時期に定着したのはなぜかを明らかにするところにある。

仮定形という活用形について、『国語教育指導用語辞典 第五版』は「それぞれの活用形の用法の中から、特徴のある用法の一つを代表させて、順に、未然形・連用形・終止形・連体形・已然形・命令形と名付けた。口語では形容動詞を除いて、終止形と連体形は同じ語形であるが、文語に準じて、未然形・連用形・終止形・連体形・仮定形・命令形の6種の活用形が立てられている」と説明する(田近, 井上, 中村 2018, pp.28-29, 項目執筆:宮越賢)。今日の口語の活用形は、文語に準じつつ、已然形を仮定形に変えたものであるという説明である。しかし国語科の検定教科書における記述が已然形から仮定形に変わった時期、および変わったのがその時期だった原因については、管見のかぎり具体的な記述がない。

「已然形」という名称については、終止形を中心におき、「未然形」と「已然形」、「連用形」と「連体形」をシンメトリーにならべる工夫がされているという指摘がある(小松 1999, pp.255-256)。これは管見のかぎり義門『活語指南』(1823年)から見られる措置である<sup>①</sup>。已然形を仮定形に変更するという措置は、この義門から続くシンメトリーを明確に崩す措置だともいえる。このターニングポイントに関する記述を加え、活用形に関する歴史記述をより充実させる必要がある。

またこの問題は、単なる仮定形の出自にとどまらず、文法教育における口語文法の拡大について考察する糸口にもなる。仮定形は、学校文法の理論的土台となったことで知られる橋本進吉『新文典』(富山房, 1931年)も立てる。橋本は、口語文法について「中等教育に於ける文法教授は、口語を基礎にするのが最自然な適当な方法であると信じ、初学年用の『新文典』に於て、口語文法を畢へてから文語の文法に入る事としました。」<sup>②</sup>と述べる。つまり橋本は、口語文法を文語文法の基礎としてとりあげているのである。ここで注目されるのは、橋本が教科書を刊行した際のナショナル・カリキュラムである昭和6(1931)年中学校教授要目改正(以下「要目再改正」)でも、口語文法の指導はくわしく定められていない点である。「要目再改正」における口語文法の取り扱い「口語、文語ノ異同ヲ知ラシメ」とあるのみで、これ以前の明治35(1902)年中学校教授要目(以下「要目」)や明治44(1911)年中学校教授要目改正(以下「要目改正」)と比べて大きな変更があるわけではない<sup>③</sup>。しかし橋本は、この「要目再改正」下においてすでに上記のように口語文法を先に指導する方針を立てるとともに、活用形のひとつとして仮定形を認めているのである。仮定形を立てるかどうかという問題は、文法教育における口語文法をどうと

らえるかという問題と関連している可能性がある。

已然形という活用形の成立過程、あるいは已然形に関わる条件表現の展開に関する先行研究には、ごく一部のみを取りあげても小林（1996）、川端（1997）らの研究がある。しかしこれらは上代から続く活用形や条件表現の展開を記述することに力点があり、近代の教科書における仮定形は議論の対象としていない。

「已然形+ば」が仮定条件を表すようになる経緯については、山本清による一連の研究がある。山本（1992）は、明治10年代後半になると、坪内逍遙の小説、あるいは三遊亭円朝の落語において、改まっていない文脈における「明らかに仮定形と認めてよ」い用例が増えてくると述べる（p.73）。また山本（1995）によれば、明治20年代になって『尋常小学読本』などの教科書においても仮定形にあたる用例が見られるようになる（p.5）。ただしその用例は巻1～2に偏っており、日常の口頭語以上の扱いはないという（p.13）。このように山本の研究は、明治前期における仮定形の拡大過程を示している。しかしこの後の検定教科書において仮定形がどのように取り扱われたかは明らかになっていない。このように、検定教科書における仮定形の定着過程は、まだ十分に明らかになっていない。

以上のような経緯から、本研究では、以下の問いをリサーチ・クエスチョンとして設定する。

（課題1）検定通過文法教科書において、仮定形という活用形が定着するのはいつごろからか。

（課題2）（課題1）の時期に仮定形という活用形が定着したのはなぜか。

なお本研究における「定着」とは、大多数の教科書にその内容が採用され、学ぶことが原則となっている状態を指す。この定義における「大多数」や「原則」といった表現もあいまいさの残る表現ではあるが、どの状態を「原則」とみなし、どの状態を「例外」と見なすかについては、実際の数値を見ながら考察したい。

## 2. 1910年代～30年代の検定教科書における仮定形

### 2.1. 分析を行う時期および分析の方法

分析を行う時期としては、明治44（1911）年「要目改正」から昭和6（1931）年「要目再改正」を経て、昭和12（1937）年中学校教授要目中改正（以下「要目中改正」）までの時期とする。勸米良（2016）によれば、明治35（1902）年「要目」下における「言文ノ対照」とは主に活用語における口語と文語の対照のことである（p.16）。しかし、「要目」期の教科書は仮定形という活用形を立てないのが一般的であった。明治40年代における文法教科書のシェアが最大だった<sup>(4)</sup>芳賀矢一『中等教科明治文典』（1904年、富山房）においても、活用形には已然形のみが示されている（巻2、pp.90-96<sup>(5)</sup>）。「要目」期にも、研究書のレベルでは吉岡郷甫『日本口語法』（大日本図書、1906年）が仮定形を立てており（pp.46-47）、この時期の教科書編集者が仮定形という処理の仕方を知らなかったとは考えにくい。しかし検定教科書のレベルでは、「要目」期の文法が仮定形を重視していたとは解釈しにくいのである。

一方、「要目改正」発布以降で仮定形が定着する契機になりそうなきごとには、大きく次の

4つがある。

(a) 文部省『口語法』の刊行（大正5 / 1916年）

国語調査委員会は大正5（1916）年、その成果の一つを『口語法』として刊行した。これは「現代ノ国語ニ於ケル法則」を、「主トシテ今日東京ニ於テ専ラ教育アル人々ノ間ニ行ハル、口語ヲ標準トシテ」定めようとしたものである（「例言」）。公的機関が口語について一定の標準を示した最初の例といえる。さらにこの文献には、「第四活用形」の用例として、「事柄を仮に設けていうこと／書けば書けるだろう」(p.41) といった仮定形に準じた事項をあげている。

(b) 社会における口語の広まり（大正11 / 1922年前後）

山本（1965）は、明治43（1910）年から大正11（1922）年を言文一致運動の「成長・完成前期」とし、志賀直哉『暗夜行路』（大正10 / 1921年連載開始）の発表をもって「ここに近代口語文体は完成を見た」(p.53) と位置づける。また「ひとり非言文一致の孤塁を固守して来た大新聞の社説の文章も、「読売新聞」や「東京日日新聞」などが大正一〇年一月一日から、「東京朝日新聞」が翌一年の元日からようやく「である」調の口語体を採用して、ついに全紙面が言文一致化されたのである」(p.55) と述べる。ここから、山本が「成長・完成前期」に位置づける大正11（1922）年ごろには、口語文体が一般社会において用いられる文体として相当程度広まっていたと考えられる。

(c) 橋本進吉らによる口語文法の重視（昭和6 / 1931年前後）

1. で述べたように、昭和6（1931）年刊行の橋本『新文典』は仮定形を立てるとともに、口語文法を文語文法の基礎として指導する方針を取っていたのであった。橋本が仮定形を立てたことには、口語文法を重視するという方針が関わっている可能性が高い。

(d) 「要目中改正」の発布（昭和12 / 1937年）

昭和12（1937）年「要目中改正」は、第1学年で「主トシテ口語法ノ大要ヲ授クベシ」と定める。この時期になって、はじめて文語より先に口語を指導することがナショナル・カリキュラムのレベルで定められる。ナショナル・カリキュラムにおけるこのような口語文法の拡大が、仮定形を含めた教科書の内容にも影響を与えた可能性がある。

分析の際は、これらのポイントに注目して仮定形の出現傾向を明らかにすることをめざす。なお今回は、用言（動詞、形容詞、形容動詞）のなかでもとくに動詞に関する記述を分析する。動詞は大半の教科書において用言の初めに説明される品詞であり、仮定形を含めた活用形に関する導入が行われるためである。また仮定形の記述に関連する内容として、接続助詞「ば」の取り扱いがある。半藤（2015）が述べるように、「仮定形」という名称は、「已然形+ば」が確定条件

ではなく仮定条件を表すようになったことから立てられた (p.11)。しかし議論の先取りになるが、今回対象とした教科書において、接続助詞「ば」に関する箇所では半藤の説明を超える内容について述べている教科書はなかった。そのため、以下の議論では接続助詞「ば」については参照せず、動詞の活用形における仮定形の有無を分析する。

## 2.2. 分析の対象

今回対象としたのは、次の3点の条件を満たす教科書である。

(ア) 「要目改正」期 (1911年7月31日～1931年2月6日)、「要目再改正」期 (1931年2月7日～1937年3月26日)、「要目中改正」期の一部 (1937年3月27日～1941年3月31日) に検定を通過していること。

(イ) 「高学年用」「上級用」などの記載がないこと。

(ウ) 東書文庫および国立教育政策研究所教育図書館近代教科書デジタルアーカイブで参照可能であること。

(ア) については、2.1. で述べたような時期設定を行ったため設定した。なお、「要目中改正」は昭和18 (1943) 年3月24日まで用いられていたが、今回の調査では昭和16 (1941) 年3月31日までを対象としている。これは昭和16 (1941) 年4月以降、戦時下における物資の節約を行うことなどを根拠として教科書検定が中止され、5点の教科書にかぎって教室での使用を認めるという「五種選定」制がとられたことによる (森田2017)。このように、1941年4月以降は同じ「要目中改正」下でも教科書の制度が変わるため、今回は対象から外した。なお、結果として1939年以降の教科書は、すべてこのあと述べる (イ) あるいは (ウ) の条件に抵触した。そのため以下の分析では、1938年までの教科書を用いて分析している。

(イ) については、今回対象とした時期における文法の配当学年から説明する必要がある。明治44 (1911) 年「要目改正」において、文法は3年次、4年次に配当されていた。しかし昭和6 (1931) 年「要目再改正」は1年次と4年次 (4年次は増課科目 = 選択科目)、昭和12 (1937) 年「要目中改正」は1年次と3年次 (および増課科目として4年次、5年次) に設定されていた。昭和6 (1931) 年「要目再改正」以降、文法は指導学年が分断されているのである。このため、昭和6 (1931) 年以前には複数巻で1つとして編纂していた教科書も、昭和6 (1931) 年以降には「第一学年用」「初学年用」と「上級用」「高学年用」とに分割して編纂するようになる。ここから、昭和6 (1931) 年以降もすべての教科書について分析してしまうと、従来は1点としてカウントしていた教科書を分割してカウントしてしまうことになる。このような処理を行うと、昭和6 (1931) 年以降における仮定形の出現状況を過大評価、あるいは過小評価してしまう可能性がある。一方、仮定形の取り扱いについては、すべての教科書で1年次の教科書において導入を行うことから、同一編者につき1冊、1年次の教科書を見れば分析可能である。そのため以下の分析では「高学年用」「上級用」といった記載のある教科書を対象から外した。

(ウ) は、新型コロナウイルス感染症対策の影響によるものである。1911～1938年に検定を

通過している教科書のうち、こんにち東書文庫あるいは国立教育政策研究所教科書図書館（デジタルアーカイブを含む）に所蔵がある教科書は167点ある（文部省編1985a, 1985b, 1986a, 1986b）。しかし本稿執筆時点で国立教育政策研究所教科書図書館における訪問調査がかなわないため、やむを得ずその他の施設（同図書館のデジタルアーカイブを含む）で閲覧可能な129点の教科書のみを分析している。このため、本分析は本来なら対象とすべき教科書のうち77.2%の教科書のみを分析している状態である。上記図書館にて調査が可能になった際に、あらためて追加調査を行いたい。

### 2.3. 分析の結果

分析の結果は、本研究末尾の表2, 3, 4に示した。「仮定形」の欄に「○」とあるものが仮定形の取り扱い「あり」, 「×」とあるものが取り扱い「なし」を示す。表2, 3, 4の結果を受けて、年ごとの「○」「×」の数を集計したものを示す（表1, グラフ1）。

### 3. 「仮定形」定着の時期とその原因

本章では前章の結果を受け、「仮定形」が教科書に定着した時期、およびその原因について考察する。以下、3.1において時期に関する考察、3.2において原因に関する考察を行う。

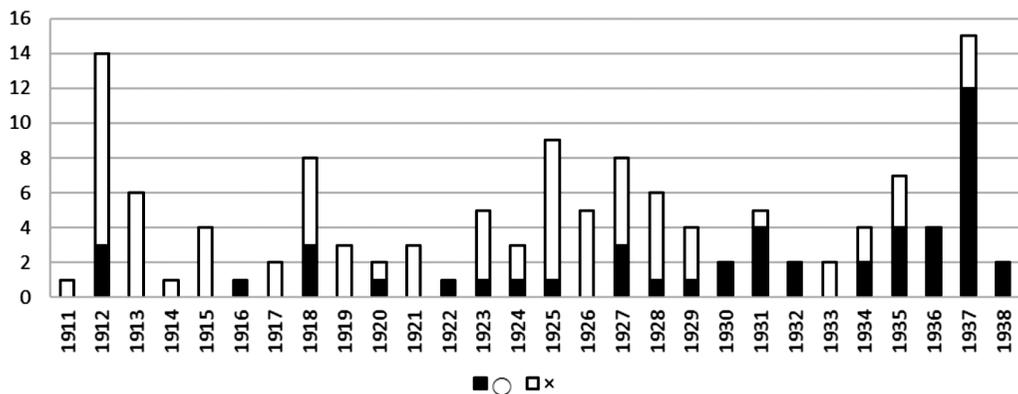
#### 3.1. 仮定形の段階的な定着

分析の結果を見てわかることとして、仮定形という術語じたいは、検定教科書においても明治44（1911）年「要目改正」期の早い段階から見られるということがある。今回調査した中で最も早く仮定形が出現した(3)小山左文二『中学国文典』（1912年、松邑孫吉）は、「文語・口語対照表」において「第五段」に「已然（文）／仮定（口）」を立てる（巻1, pp.46-47）。このことについての説明は本文にはないが、「口」語の内容として仮定形を示していることは間違いない。

ただしこのような例をもって、「要目改正」期における(a)1916年や(b)1922年の時期にすでに仮定形が定着していたとは判断しにくい。たとえば(14)光風館編輯所『簡明日本文典』（1913年、上原才一郎）は、「務めて口語法に注意を払へり」（緒言 p.1）と述べる一方、活用形としては已然形しか認めない。活用表において、文語の活用をひらがな、口語の活用をカタカナで併記して示す工夫は行うものの、動詞の已然形（および仮定形）に関する

表1 年ごとの「仮定形」の出現傾向

年	○	×	計
1911	0 (0.0%)	1	1
1912	3 (21.4%)	11	14
1913	0 (0.0%)	6	6
1914	0 (0.0%)	1	1
1915	0 (0.0%)	4	4
1916	1 (100.0%)	0	1
1917	0 (0.0%)	2	2
1918	3 (37.5%)	5	8
1919	0 (0.0%)	3	3
1920	1 (50.0%)	1	2
1921	0 (0.0%)	3	3
1922	1 (100.0%)	0	1
1923	1 (20.0%)	4	5
1924	1 (33.3%)	2	3
1925	1 (11.1%)	8	9
1926	0 (0.0%)	5	5
1927	3 (37.5%)	5	8
1928	1 (16.7%)	5	6
1929	1 (25.0%)	3	4
1930	2 (100.0%)	0	2
1931	4 (80.0%)	1	5
1932	2 (100.0%)	0	2
1933	0 (0.0%)	2	2
1934	2 (50.0%)	2	4
1935	4 (57.1%)	3	7
1936	4 (100.0%)	0	4
1937	12 (80.0%)	3	15
1938	2 (100.0%)	0	2



グラフ1 年ごとの「仮定形」の出現傾向

記述は「已然段と命令段と同語形なれども、六段共異なる語形なるもあり」(p.82)といった記述にとどまる。このようにこの時期の教科書は、口語文法の内容は示しつつも、仮定形は立てないものが大半である。「要目改正」期には、その年に検定を通過した教科書のうち一冊も仮定形を立てる教科書がない年もあり(1919年、1921年、1926年など)、仮定形を立てるのが原則となっているとは考えにくい。この時点での仮定形は、あくまで先進的な編者による意欲的な記述という位置づけが穏当である。

より仮定形が定着したと見なせる可能性が高いのが(c)1931年「要目再改正」期である。今回対象とした教科書全体において、仮定形を立てた教科書は全部で49点あったが、このうちの30点(61.8%)が昭和6(1931)年「要目再改正」期以降のものである。1.で述べたとおり、「要目再改正」には口語文法を重視する規定はなかったが、橋本にかぎらず、一定数の教科書編者が仮定形を立てる判断をしている。ただし「要目中改正」期においても24点中8点(33.3%)の教科書は仮定形を立てておらず、一定数の生徒が仮定形を学ばずに修了している。この時期をもって仮定形を立てるのが「原則」と見なすのは、まだ難しいと考えられる。

以上の状況をふまえて(d)1936年「要目中改正」期を見ると、対象となる教科書17点中、仮定形を立てないのは3点のみである。逆に14点(82.4%)の教科書が仮定形を立てていることになる。この時期であれば、已然形のみ取りあげる教科書の方が例外であり、仮定形を立てるのが原則と見なしうる。

以上から、仮定形の定着時期は(d)「要目中改正」期であると考えられる。ただし(c)「要目再改正」期においても、相対的に大きく数値を伸ばしていた。仮定形は、(c)「要目再改正」期から(d)「要目中改正」期にかけて段階的に定着したと判断できる。

### 3.2. 文語文体の重視および配当学年の分断への対応

本項では、仮定形が(c)から(d)にかけて段階的に定着した原因について考察する。ここで

注目すべきなのは、仮定形という活用形じたいは (a) の時期以前から知られていたことである (吉岡 1906 および (3) 小山左文二の例)。ただしそれは同時に、複数の文法教科書が、研究上得られていた仮定形という知見を知りつつも、教育上の文脈ではあえて採用しなかったということを示す。以下、3.2.1.において仮定形が (a) および (b) の時期に定着しなかった原因について、当時の雑誌論文を用いて考察する。さらに3.2.2.において、仮定形が (c) から (d) の時期にかけて段階的に定着した原因について、同じく雑誌論文を用いて考察する。

### 3.2.1. 古典読解と文法教育の関連の重視

仮定形が (a) や (b) の時期に定着しなかった原因について注目されるのは、当時の教科書編纂者が口語文法を主に指導することの困難を指摘している点である。たとえば (b) の時期にあたる保科 (1928) は、自身の編纂した (80)『昭和日本文法』について次のように述べる。

近來わが邦における国民文学はほとんど口語によつて統一されて来たから、口語法の一般的知識を授けることが作文に対してもつとも必要である。ゆえに自著の文法教科書においては、文語の文法を説明し、これと相対照し、あるいはその応用として口語法の大要を学ばせるように工夫して居る。 (p.6, 下線引用者、以下同様)

保科は、当時の「国民文学」が「ほとんど口語によつて統一されて来た」ことを根拠として、「口語法の一般的知識」を授けることが必要であると述べる。このような認識は、先に引用した山本 (1965, 前掲) の述べる社会的文体状況とも合致するものである。一方、保科は自身の『昭和日本文法』においても、まず「文語の文法を説明」したうえで「相対照」するかたち、あるいは「応用」するかたちで「口語法の大要」について述べたとする (実際に、(80) 保科は仮定形を立てない)。つまり保科は口語文法の必要性は認めつつも、文語文法を基礎としそれと対照するかたちで口語文法を指導しようとしているのである。

では、保科がこのように文語文法を重視する理由は何か。その理由について述べているのが保科 (1927) である。保科 (1927) は、「中等学校における文法教授振作の必要」という章のなかで、次のように述べる。

- ・漢文を読むにしても、近世・近古文を読むにしても、文法の知識がもつとも大切なもので、これを等閑に附して徹底的な理解を得ることは困難である。(p.6)
- ・現代文はおうくは通読によつて差支ないが、古文になるとよく精読して文意を正確に理解しなければ、内容の探究に十分手を延ばすことが出来ないのである。(同上)

文法は「漢文」および「近世・近古文」を「精読」するうえで不可欠なものであるという主張である。このうえで保科は、「文法教授が不振を極めれば (中略) 講読においても作文においても、種々の欠陥を生ずることは言を待たないところであるから、今において深く反省自覚し、文法教授の成績をおういに振作するよう努力せられんことを切に希望して止まない次第である」(同上) と結ぶ。

これらの主張には、次の3点にあたる事項が含まれている。

(ア) 社会における口語文体の普及とは別に、講読の教育内容である漢文および古文（近世・近古文）についても指導しなければならない。

(イ) 漢文および古文を読むためには、文語文法の指導が必要である。

(ウ) 上記2点から、口語文法より文語文法を主として指導すべきである。

保科は、口語文の広まりという社会的文体状況のみならず、国語及漢文科内の教育内容である「漢文」「近世・近古文」の指導も重視していた<sup>6)</sup>（上記のア）。そして漢文・古文を「精読」するためには、「文法の知識がもつとも大切なもの」と考えていた（同イ）。このために保科は、「文語の文法を説明」し、口語文法については「相対照」するかたちで示す教科書編集を行ったのである（同ウ）。

保科と同様の議論を行うのが、やはり（b）の時期に該当する岩井（1926）である。岩井は、古体文（文語文に相当）の使用が「極めて一小部分の人に限られ、又多くは特殊な目的を以て書かれるに過ぎない」（p.16）こと、および「社会の人々の大部分は、もはや口語文のみを使用する時代となつた」（同上）ことをもって、口語文の重要性を指摘する。これは保科と類似した現状認識である。

そのうえで岩井は、文法教育の目的を次の3点におく。

一、古文を理解するため。

二、口語文を書くため。

三、正格なる文法を知らしめて国語の特質を明かにし、且言語に対する能力を陶冶するため。ここで注目されるのは、岩井も保科と同様、「古文を理解する」ことを重視しつつ（前述のア）、「古文を理解する」ことと「文法教育の目的」を関連づけていることである（同イ）。このうえで、岩井は次のように述べる。

前述の三項の目的を果すために、文語文法と口語文法とのいづれの組織によるべきかといふに、元來口語によつて組織せられた文法は、口語文を書くための文法としては余りに形式的であり、又古文を理解するためにも亦不適當である。むしろ文語によつて組織せられた文法の有効なるを認めなければならない。否更に文語文法を主体とし、これに附帯して、応用的に口語文法を併せ課する事によつて、略完全にその目的を達し得るであらう。（中略）中学校の文法教授は、口語文法を主とすべしといふ説も時々聞くところであるが、私は今にはかに此の説に賛同しがたいのである。（p.17）

岩井によれば、口語文法は口語文の作文のためには「形式的」とであると同時に、「古文を理解するためにも亦不適當」になものであった。岩井はこの点を乗り越えるため、「文語文法を主体」とし、「口語文法」は「併せ課す」べきと述べるのである。ここには保科と類似した論理で（ウ）を主張している構図が見出せる。

つまり保科にせよ岩井にせよ、古文・漢文の読解を重視し、それと文語文法の指導を関連づけているために、口語文法よりも文語文法を主として指導すべきとしているのである。

### 3.2.2. 配当学年の分断への対応

仮定形および口語文法を優先して指導するにあたって、(68)橋本進吉『改訂新文典初年級用』(1936年、富山房)は次のように述べている。

本書の著者は、現時の小学教育の実際と社会の情勢とからして、中学校ではじめて課する国語文法は、口語を基礎として文語に進むのが、最自然な、最適當な方法であると考へて居ます。(例言、p.2)

ここから橋本は、(i) 小学校との接続の重視、および(ii) 社会的言語状況の2点を根拠として、「口語を基礎として文語に進む」という措置をとったといえる。(i)に関して、当時の『小学国語読本』(国定第4期読本、いわゆる「サクラ読本」)巻12を見てみると、地の文を口語文体で書いている課は全27課中19課(約70.4%)に及んでいた。橋本はこのような初等教育段階における口語文体の広まりを指して、「現時の小学教育の実際」への対応を求めたのだと考えられる。また(ii)については、前述のとおり、大正後期の時点での口語文の広まりを指すと考えられる。橋本は、古典の指導との関連以上に(i)(ii)の要因を重視したために、口語文法を重んじ、仮定形も立てたのだと考えられる。

ただし留保が必要なのは、以上の説明だけでは、なぜ仮定形が「(c)から(d)の時期に」[段階的に]定着したのかということ十分に説明できないことである。上記のように、古典重視の傾向が(i)(ii)のような傾向に変わったのであれば、なぜそれが(a)や(b)の時期ではなかったのかの説明が必要である。前述のように、公的機関の調査や口語文体の広まりなど、(i)(ii)を主張する条件は一定程度整っていたためである。仮定形が(c)から(d)の時期にかけて、しかも段階的に増えるにあたっては、また別の要因があったと考えざるをえない。

この問題に関して参考になるのが東條(1936)である。東條は、「新要目(引用者注:「要目再改正」)に於ける中学一年の文法授業は後に述べるやうに教師にとつても、生徒にとつても、かなり困難なものであ」と述べる(p.7)。その根拠は、「要目再改正」下での自身の実践(おそらくは自身の勤務校である学習院でのもの)において、1年次の1年間で口語文法、文語文法の動詞、助動詞まで指導しようとした結果、「全く失敗に終わった」(p.11)ためである。そのうえで次のように述べる。

今日の初年級の文法教授の至難な事は文語の十分なる知識を持たぬ生徒に文語法の知識を、たとへ其は概略のものにもせよ教授しようとする点に原因がある。(中略)若し要目を自由に解釈する事を許されるならば、第一学年用の文典は口語法の記述に七八割を与へ、文語法の記述は口語との相違点を概括的に掲げる程度に止め、出来得れば文章法の初歩を授けたいものである。さうして文語法については第二学年、第三学年の講読時間を利用し、实例によつて之を組織的に教授し第四学年に於て之を完成したいと思ふ。(同上)

ここで東條は、1年次の文法の内容としては「口語法の記述」を「七八割」とすべきであり、「文語法の記述」は「相違点を概括的に掲げる程度」にとどめるべきとする。このように東條は、1年次の学習者に対しては口語文法を「主」とし、文語文法を「従」とすることを主張するのである。

東條がこのように述べる根拠は、「要目再改正」における文法の配当学年にある。2.2. で述べたように、「要目再改正」における文法の配当学年は1年次と4年次に分断されるようになった。これにより「要目再改正」期以降の授業者は、1年次の1年間でいちど指導を完結させることが求められた。「要目再改正」期の授業者は、1年次の1年間で文語文法の詳細まで指導することに困難を覚えるようになっていたのである。これが東條の述べる「新要目（引用者注：「要目再改正」）に於ける中学一年の文法授業」における「困難」と考えられる。

このような状況では、六活用形のひとつに已然形を立てる必然性は低い。「文語法の記述」は「相違点を概括的に掲げる程度」にとどめるべきであるとする立場からすれば、(i) 小学校との接続や(ii) 社会的言語状況を重視して口語文法に即した説明を行うほうが合理的である。つまり「要目再改正」期に仮定形（および口語文法）が重視され始めたことの一因には、文法の配当学年が分断されたことへの対応があるのである。

文法の配当学年に着目することで、(d)「要目中改正」期に仮定形を立てる教科書が急増する原因も説明できる。「要目中改正」期における文法の配当学年は、1年次および3年次であった。4年次から1つ学年が下りたものの、やはり配当学年が1年次とそれ以外に分断されていたのである。さらに「要目中改正」は、第1学年の内容を「主トシテ口語法ノ大要ヲ授クベシ」としたのであった。この時期に至って、1年次における文法の内容は、名（ナショナル・カリキュラムにおける規定）実（授業者の抱えた困難）ともに口語文法を「主」とするようになったのである。

#### 4. おわりに（口語文法の取り扱いに関する橋本の再評価）

以上から、本研究のリサーチ・クエスションについては、以下のように総括できる。

（課題1）仮定形という活用形は、(c) 昭和6（1931）年「要目再改正」期から、(d) 昭和12（1937）年「要目中改正」期にかけて、段階的に定着した。

（課題2）仮定形が上記の時期に定着した理由としては、まず(c)の時期以前に、古典の読解のために文語文法を重視すべきという主張が多く見られたことがある。次に(c)の時期以降は、文法の配当学年が1年次と3年次以上に分断されたために、1年次の1年間で文語文法まで指導することが困難になったこと、および(d) 昭和12（1937）年「要目中改正」において、1年次の教育内容を「口語法ノ大要」と定めたことがある。

この結論をもとに、この時代の口語文法に関する教科内容の決定要因について、甲斐（2008）をもとに考察したい。本研究において新たに考察の対象とした仮定形および口語文法の定着過程に関しては、教科課程外要因（社会的言語状況）や教科課程内要因（小学校との接続）は最大の決定要因とはなっていなかったといえる。もしそれが決定要因であったとすれば、条件は整っていた以上、(a)(b)(c)の時期に仮定形を立てる教科書がさらに増えていたはずだからである。「口語文法の拡大」という文法教育の大きな転換において、また昭和12（1937）年「要目中改正」の時期において、文法の教科内容の決定要因としては、「古典への接続」や「配当学年への対応」といった国語漢文科<sup>9</sup>の内部における関連教科内要因が深く関わっていたのである。仮定形（お

よび口語文法の拡大) という文法論のターニングポイントにおいても、他の要因より国語漢文科内部の論理が優先され、その内容が今日に影響を与えていることが明らかになった。

なお本研究の結論をもとに考えると、橋本進吉が昭和6(1931)年の時点で「口語文法を畢へてから文語の文法に入る」ことを主張し、仮定形を立てていたことは、その後の文法教育の潮流を先取りしていたと位置づけても大きな問題はないように思われる。文法教育史上の橋本の業績としては、なにより今日の学校文法の理論的基盤を整えたことがあげられるが、そのことに加えて、教育内容の中心を文語文法から口語文法に移すとともに、仮定形などその具体的な内容を示したことも指摘できるのである<sup>68)</sup>。

## 参考文献

- 岩井良雄(1926)「中学校文法教授論」『国語教育』20(8), 育英書院, pp.16-21
- 甲斐雄一郎(2008)『国語科の成立』東洋館出版
- 勘米良祐太(2016)「明治35年中学校教授要目による文法教育の変化—領域「文法及作文」の設定に着目して—」『国語科教育』80, 全国大学国語教育学会, pp.15-22
- 川端善明(1997)『活用の研究』清文堂
- 小林賢次(1996)『日本語条件表現史の研究』ひつじ書房
- 小松英雄(1999)『日本語はなぜ変化するか 母語としての日本語の歴史』笠間書院
- 田近洵一, 井上尚美, 中村和弘編(2018)『国語教育指導用語辞典 第五版』教育出版
- 東条操(1936)「中学校初年級の文法教育」『国語教育』21(5), 育英書院, pp.7-12
- 芳賀矢一(1904)『中等教科明治文典』(芳賀矢一選集編集委員会編(1987)『芳賀矢一選集』第4巻下, 國學院大学所収)
- 橋本進吉(1934)『新文典 上級用』富山房
- 半藤英明(2015)「学校文法における活用と音便」中山緑朗, 飯田春巳監修『品詞別学校文法講座 第三巻 動詞・形容詞・形容動詞』明治書院, pp.1-30
- 保科孝一(1927)「文法教授を振作せよ」『国語教育』12(3), 育英書院, pp.1-6
- 保科孝一(1928)「自著国語教科書の改訂について」『国語教育』13(12), 育英書院, pp.1-6
- 森田真吾(2017)「昭和10年代文法教育における指導内容の「選定」—文法教育史における五種選定本の位置づけについて—」『人文科教育研究』44, 人文科教育学会, pp.59-81
- 文部省(1916)『口語法』国定教科書共同販売所
- 文部省編(1985a)『教科書研究資料文献 4 検定済教科用図書表 2』芳文閣
- 文部省編(1985b)『教科書研究資料文献 5 検定済教科用図書表 3』芳文閣
- 文部省編(1986a)『教科書研究資料文献 6 検定済教科用図書表 4』芳文閣
- 文部省編(1986b)『教科書研究資料文献 7 検定済教科用図書表 5』芳文閣
- 文部省編(1992)『教科書研究資料文献 11 中学校・高等女学校現在使用教科図書表 明治40年度 文部省』芳文閣

- 八木雄一郎（2009）「中学校教授要目改正（1931（昭和6）年）における教科内容決定の背景—「現代文」の定着に伴う「古文」概念の形成—」『国語科教育』65, 全国大学国語教育学会, pp.43-50
- 山本清（1992）「明治期における第五活用形・ば-5-」『帝京大学文学部紀要 国語国文学』24, pp.63-84
- 山本清（1995）「明治期における第五活用形・ば-7-」『帝京大学文学部紀要 国語国文学』26, pp.1-27
- 山本正秀（1965）『近代文体発生の史的研究』岩波書店

## 注

- (1) 義門（1823）においては「将然言／連用言／裁断言／連体言／已然言」のシンメトリーとなる。
- (2) 橋本（1934）, 例言 pp.1-2。なお、この引用では本来初版の『新文典』を用いるべきであるが、この版を確認するのが今日においては困難であるため、1934年の改訂版を用いる。
- (3) 口語文法について、「要目」では「口語ト今文トヲ関連セシメテ今文ニ必須ナル法則ヲ示スヘシ」と定める。「要目改正」では口語文法に関する明確な記載はなく、「文法ハ主トシテ現代文ニ通有セル法則ヲ説明スヘシ」と定めるのみである。
- (4) 中学校 274 校中 104 校（約 37.8 %）において採択されている（文部省編 1992 より、訂正版含む）。
- (5) 芳賀矢一選集編集委員会編（1987）のページ数を示す。
- (6) なお保科が口語文のみならず「古文」を重視した理由については、八木（2009）が「国民性の涵養」あるいは「人格の養成」「品性の陶冶」といった目的を仮託しているためであると述べている（p.45）。
- (7) 国語科に関する教科名は、明治 44 年「要目改正」期までは「国語及漢文」科、昭和 6 年「要目再改正」期以降は「国語漢文」科であった。
- (8) 森田（2017）は、学校文法における口語文法の定着について、昭和 16（1941）年の「五種選定」本を高く評価する。それは「五種選定」本以前の文法教科書の中は、その直前であっても、文語文法を優先して示そうとするものが見られるためである。森田は次のように述べる。「文法を理解するための基礎として口語文法をまず学び、その上で発展的な内容として文語文法が位置づけられるというのは、現在では自明のこととして受け取られているが、そうしたスタンスは、昭和 10 年代における教育内容の「選定」というプロセスを経て定着したものとすることができよう」(p.68)。筆者は、本研究の帰結と森田の議論はかならずしも矛盾しないものと考えている。今回の分析では、(d) の時期において仮定形を立てない 3 点の教科書は例外処理し、(d) の時期に仮定形が「定着」と判断したが、すべての教科書で口語文法が優先されるのは、森田の指摘するように昭和 16（1941）年の「五種選定」本を待たなければならない。本研究の議論は、文法教育の内容が完全に口語文法に統一され

るまでの移行期の実態を記述したものと位置づけられる。

表2 明治44年「要目改正」期における仮定形の出現状況

No	書名	刊行年	編者	仮定形
(1)	国文典初歩	1911/12/15	芳賀矢一	×
(2)	改訂中等文法教科書	1912/1/5	山田孝雄	×
(3)	中学国文典	1912/2/5	小山左文二	○
(4)	新国文典	1912/2/8	三土忠造	×
(5)	中等日本文典	1912/2/13	藤岡勝二	×
(6)	日本文法教本	1912/2/20	松尾捨次郎	×
(7)	中等教科現代文典	1912/2/25	芳賀矢一	×
(8)	中学日本文典	1912/3/16	吉田彌平	○
(9)	日本文法教本	1912/9/30	金澤庄三郎	×
(10)	新定教科日本文典	1912/10/17	新村出	×
(11)	日本文典	1912/10/24	松平圓次郎	×
(12)	改訂日本語提要	1912/10/28	小山左文二	○
(13)	新編日本文典	1912/11/1	明治書院	×
(14)	改訂中学国語新文典	1912/12/1	高橋龍雄	×
(15)	新体日本文典	1912/12/21	国語論文研究会	×
(16)	簡明日本文典	1913/2/15	光風館編輯所	×
(17)	中等教科大正新文典	1913/3/10	福井久蔵	×
(18)	三土新文典	1913/8/26	三土忠造	×
(19)	改訂中等文法教本	1913/12/4	三矢重松、清水平一郎	×
(20)	新編中等文法教科書	1913/12/10	友田貞剛	×
(21)	中学国語法	1913/12/18	上田萬年	×
(22)	中等教科練習用国文典	1914/12/24	芳賀矢一	×
(23)	大正国文法教科書	1915/4/18	横地清次郎	×
(24)	中等教科現代文典改訂	1915/10/28	芳賀矢一	×
(25)	改訂新編日本文典	1915/11/28	明治書院	×
(26)	大正文典	1915/12/8	高橋龍雄	×
(27)	中学日本文典	1916/1/10	吉田彌平	○
(28)	再訂中等文法教本	1917/11/21	三矢重松、清水平一郎	×
(29)	編要日本文法	1917/2/15	松尾捨次郎	×
(30)	中学日本文典	1918/1/5	吉田彌平	○
(31)	改訂中学国文典	1918/1/15	小山左文二	○
(32)	中等国文法教科書	1918/1/19	山田孝雄、内海弘蔵	×
(33)	語法要説	1918/1/31	小原要逸	×
(34)	日本文法教科書	1918/2/8	藤井乙男、阪倉篤太郎	×
(35)	中等教科新国文法	1918/3/29	佐久節、新井無二郎	×
(36)	中等国語法	1918/11/25	吉岡郷甫	○
(37)	改訂実用日本文典	1918/12/5	明治書院	×
(38)	簡明日本文典	1919/1/5	光風館編輯所	×
(39)	皇国文典	1919/3/3	芳賀矢一	×
(40)	日本文法教本	1919/12/27	金澤庄三郎	×
(41)	新日本文典	1920/10/28	和田萬吉、青木正	○
(42)	改定中等日本文法教科書	1920/11/25	吉沢義則	×
(43)	大正日本文典	1921/8/8	鈴木暢幸	×
(44)	修訂新編日本文典	1921/10/10	明治書院編輯部	×
(45)	日本新文典	1921/12/13	藤村作、島津久基	×
(46)	中学新国文法	1922/3/7	野村八良	○
(47)	中等新国文典	1923/1/13	吉澤義則	×
(48)	帝国新文典	1923/1/16	芳賀矢一	×
(49)	現代日本文法	1923/2/16	開成館編輯所	×
(50)	中等教育日本文法教科書	1923/2/17	山田孝雄	×
(51)	中学日本文典	1923/10/14	吉田彌平	○
(52)	新体中等国文法	1924/1/8	春日政治	○
(53)	簡明日本文典	1924/1/20	光風館編輯所	×
(54)	中等日本新文典	1924/3/5	鈴木敏也	×
(55)	国文法綱要	1924/12/27	明治書院編輯部	×
(56)	日本文法教本	1925/1/4	金澤庄三郎	×
(57)	現代日本文法	1925/1/4	東京開成館編輯所	×
(58)	新時代日本文法	1925/1/4	東京開成館編輯所	×
(59)	修正中等新国文典	1925/1/13	吉澤義則	×
(60)	三訂中等文法教本	1925/1/16	三矢重松、清水平一郎	×

No	書名	刊行年	編者	仮定形
(61)	国文法綱要	1925/3/4	吉田彌平、小山左文二	○
(62)	新撰日本文法要説	1925/3/23	小原要逸	×
(63)	大正日本文法	1925/10/19	保科孝一	×
(64)	改訂帝国新文典	1925/10/30	芳賀矢一	×
(65)	最新日本文典	1926/5/17	富山房編輯部	×
(66)	三訂中等新国文典	1926/10/15	吉澤義則	×
(67)	日本文法新編	1926/11/7	楳松安	×
(68)	国文法綱要	1926/11/28	中等教科書研究会	×
(69)	中学日本文典	1927/1/29	吉田彌平	○
(70)	新撰国文法	1927/2/11	永井一孝	×
(71)	中等新国文法	1927/3/4	日下部重太郎	○
(72)	中等新国文典	1927/3/15	中等教科書研究会	○
(73)	新定中等国文法	1927/4/5	阪倉篤太郎	×
(74)	現代日本文法	1927/11/4	東京開成館編輯所	×
(75)	昭和日本文典	1927/11/4	山口善徳	×
(76)	中等学習文法	1927/12/10	佐成謙太郎	×
(77)	改訂中等日本新文典	1928/1/21	鈴木敏也	×
(78)	新撰中等国文典	1928/3/24	藤井乙男	○
(79)	国文法綱要	1928/6/13	明治書院編輯部	×
(80)	昭和日本文法	1928/7/10	保科孝一	×
(81)	標準国文典	1928/9/21	高橋龍雄、松下大三郎	×
(82)	三訂帝国新文典	1928/11/23	芳賀矢一、上田萬年	×
(83)	日本文法教本	1928/12/24	金澤庄三郎	×
(84)	簡明日本文典	1929/3/18	光風館編輯所	×
(85)	新撰国文法	1929/7/15	藤村作、島津久基	×
(86)	五訂中等新国文法	1929/12/24	吉澤義則	○
(87)	中等日本文典	1930/10/20	春日政治	○
(88)	改訂中等学習文法	1930/12/5	佐成謙太郎	○

表3 昭和6年「要目再改正」期における仮定形の出現状況

No	書名	刊行年	編者	仮定形
(89)	昭代日本文法	1931/3/25	金子彦二郎	○
(90)	新制中学文典	1931/4/28	吉澤義則	○
(91)	新制日本文法教科書	1931/6/1	山田孝雄	×
(92)	中学国文法第一学年用	1931/12/5	東條操	○
(93)	新文典	1931/12/13	橋本進吉	○
(94)	修正新制中学文典	1932/10/25	吉澤義則	○
(95)	中等新国法	1932/10/25	吉澤義則	○
(96)	現代日本文法	1933/1/25	鈴木暢幸	×
(97)	国文法提要	1933/11/21	明治書院編集部	×
(98)	国文法綱要初級用	1934/1/30	松尾捨次郎	×
(99)	新制中等日本文法初学年用	1934/7/13	八波則吉	○
(100)	中学新国文法第一学年用修正版	1934/12/22	高木武	○
(101)	改訂新国文法初学年用	1934/12/26	藤村作、島津久基	×
(102)	新纂中学国文法第一学年用	1935/4/24	帝国書院編集部	×
(103)	国文法大意第二版（中学第一学年用）	1935/7/16	明治書院編集部	×
(104)	改訂中学国文法初年級用	1935/7/25	東條操	○
(105)	新修日本文法初年級用	1935/11/10	佐成謙太郎	○
(106)	三訂新制中学文典初学年用	1935/12/12	吉澤義則	○
(107)	修正中等新語法初学年用	1935/12/12	吉澤義則	○
(108)	新編日本文法改訂版第一学年用	1935/12/13	安藤正次	×
(109)	改訂新文典初年級用	1936/1/13	橋本進吉	○
(110)	中等教科文法初級用	1936/2/6	藤村作	○
(111)	三訂中等新語法初学年用	1936/12/8	吉澤義則	○
(112)	三訂中学国文典初年級用	1936/12/18	広島高等師範学校附属中学校国語漢文研究会	○
(113)	新日本文典	1937/1/11	富山房編集部	×
(114)	改訂昭代日本文法	1937/1/28	金子彦二郎	○

表4 昭和12年「要目中改正」期における仮定形の出現状況

No	書名	刊行年	編者	仮定形
(115)	中学口語法初級用	1937/10/6	高木武	○
(116)	新修中学日本文法第一学年用	1937/10/10	佐成謙太郎	○
(117)	現代中等日本文法初学年用	1937/10/15	八波則吉	○
(118)	昭和日本語法初級用	1937/10/15	保科孝一	×
(119)	新制中学現代国文法初級用	1937/10/18	木枝増一	○
(120)	新纂中学国文法改版第一学年用	1937/10/28	帝国書院編集部	○
(121)	中学新国語法初級用	1937/10/31	次田潤	○
(122)	中学日本文法第一学年用	1937/11/20	吉田弥平	○
(123)	中学国文典初年級用	1937/11/25	東條操	○
(124)	新制中学国文法初学年用	1937/12/10	吉澤義則	○
(125)	新日本文典初学年用	1937/12/13	藤村作	○
(126)	新編日本文法第一学年用	1937/12/20	安藤正次	×
(127)	口語法概要初学年用	1937/12/28	明治書院編集部	○
(128)	改正新文典初年級用	1938/1/28	橋本進吉	○
(129)	中学日本語法初年級用	1938/12/23	佐藤正範	○

(名古屋女子大学)